

この学校にわたしたち

2023. 5. 8

N08

子どもの日に思う 子ども基本法とヤングケアラー

「15人に1人が家族の世話をしている」これは令和3年度の日本総合研究所が6年生を対象に行った結果です。30人学級ではクラスに2名の児童がそういった環境の中で1人で抱え込んでいるということになります。学校現場でも近年「ヤングケアラー」という言葉が多く聞かれるようになってきました。子ども家庭庁では「ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことである」と定義しています。家族の一員として手伝いをすることは当然のことではありますが、学校に登校できない、または家事に追われて宿題等の勉強ができず学業や進学への影響が出ている子どもも年々増加してきています。家庭も本人も当然のことだと思っていること、虐待のような外傷が見られないことから近所や学校が察知しにくいということがこの問題の課題であると言われてます。現在、このヤングケアラーの相談窓口は民間も含めて少しずつ増えてきていますが、そこに相談したある生徒は「うんうん」とうなずいて聞いてもらえることで心が解放される気がしたと報道されていました。私は時々、地域の方と話をするようにしていますがハツ山地区にお住いの地域の方は、いつも子どもたちのことを気にかけてくださっていると感じ、本当に有難く思っています。ヤングケアラーを防ぐには「何としても子どもたちを守ってあげたい」とすべての大人の真剣な愛情とともに気づいた大人が“君はひとりじゃない”と伝えていくことであると思います。4月1日からは子ども家庭庁の設置と同時に子ども基本法が施行されました。この法律には4つの大切な視点があります。(今回は省略)5月5日 子どもの日を迎えるにあたって、“子ども基本法とヤングケアラー”について考えてみました。



運動会に向けて

始業式・家庭訪問・授業参観・遠足…。新学期がスタートして1か月。様々な行事を行いながらあっという間に4月が終わりました。ゴールデンウィークを終え、5月もいきなり中旬となり、運動会まで3週間弱となっています。今日から各学年ともに運動会の種目や係活動の練習が始まりました。先にまちこみメールでお知らせしました通り、暑さになれていないこの時期は熱中症のリスクが非常に高くなります。ご家庭でも睡眠・朝食等につきましてはご協力をお願いします。今後、団体演技・団体競技を中心に練習を行っていきますが、無限に練習する時間があるわけではありません。授業時間数や児童の健康面を考慮しながらの練習となります。かつてのような“イベントとして魅せる運動会”から“子どもたちの頑張りを見てもらう運動会”へと変わっていることをご理解いただき、最後まであきらめず演技や係活動を行っている姿にご声援を宜しくお願いします。